



医師未配置減算

指定生活介護事業所において医師が配置されていない場合に、1日につき12単位を減算します。

〈生活介護における医師の配置〉

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障がい福祉の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること

※「必要数を配置」とは、**嘱託医を確保**することをもって、満たすこととしても差し支えない



医師未配置減算

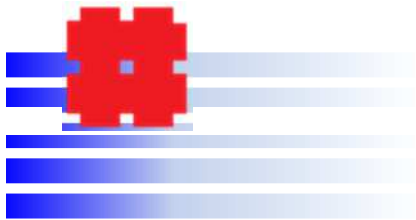
➤ 嘱託医を配置している

- ・健康管理や指導を目的として来所する
(原則月1回以上)
- ・利用者の障がい特性などに応じて対応する

➤ 嘱託医を配置していない

- ・健康診断や予防接種の為だけに来所する
- ・嘱託契約をしているものの、毎月の勤務実態がない

⇒ **減算適用**



初回加算

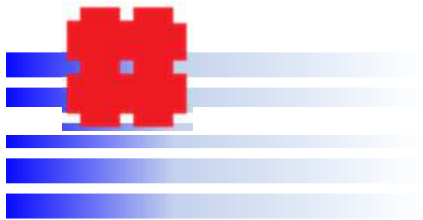
新規に支援計画を作成した利用者に対してサービスを提供した場合に算定できる加算です。

〈対象となるサービス〉

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
- ・計画相談支援・障害児相談支援
- ・保育所等訪問支援 など

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護:

- ・・・サービス提供責任者が初回サービスを行う、または同行する場合に加算可

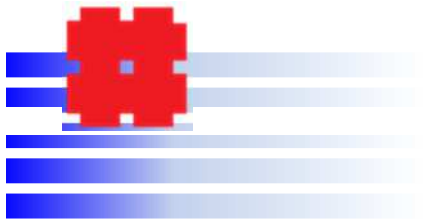


初期加算

指定事業所等において、指定サービスの提供を行った場合に指定サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について1日につき所定単位数を加算する

〈対象となるサービス〉

・就労継続支援(A型・B型)・就労移行支援・生活介護・機能訓練・自立訓練 など



初期加算

(例) 7/1に契約、7/4に初めて利用した利用者

利用日	初期加算の算定
7月4日(初回利用日)	○
7月18日(利用日)	○
7月22日(欠席)欠席時対応加算を算定	×
7月30日(利用日)	○
8月2日(利用日・初回利用日から暦日30日目)	○
8月3日(初回利用日から暦日31日目)	× 暦日30日を超えるため

- 30日の間とは、歴日でいう30日間
- 30日間のうち利用者が実際に利用した日数にのみ適用できます。



食事提供体制加算の見直しについて

令和5年度までの要件に加え、以下の要件を**全て**満たすことで算定できるようになりました。

- ① **管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与
または献立の確認を行う**
- ② **利用者ごとの摂食量を記録する**
（目視や自己申告等による方法も可）
- ③ **利用者ごとの体重の記録を行う**
（おおむね6か月に1度BMIの記録が必要。身長不明の場合は
体重のみの記録も可。利用者の意向で体重を確認できない
場合、個別支援記録等において意向の確認をした旨の記録
を残すこと）



地域移行等意向確認体制未整備減算

対象サービス:施設入所支援

5単位/日を減算(令和8年4月から適用)

以下の基準を満たしていない場合、減算となります。

- ①地域移行等意向確認等に関する指針を作成すること
- ②地域移行等意向確認担当者を選任すること
- ③地域移行等意向確認担当者が①で作成した指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施すること。地域移行等意向確認担当者が把握・確認した内容をアセスメントの際にサービス管理責任者に報告するとともに、個別支援計画の作成に係る会議においても報告をすること

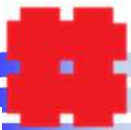
注意点

- ①地域移行等意向確認等に関する指針を記録として残すこと。
- ②地域移行等意向確認等は、地域移行等意向確認担当者が中心となり、少なくとも6月に1回以上行うこと。
- ③地域移行等意向確認担当者が把握・確認した内容については、アセスメントの際にはアセスメントの記録等に、個別支援計画の作成に係る会議の際には、その会議録等に記録を残すようにすること

参考資料:障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58173.html

GIFU CITY



入浴支援加算

医療的ケアが必要な者(児) ※1 または重症心身障害者(児) に対して、入浴に係る支援を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算します。

生活介護	80単位/1日
児童発達支援	55単位/1日(月8回を限度)
放課後等デイサービス	70単位/1日(月8回を限度)

注意!

算定には、受給者証に「入浴(医ケア) ※2」「入浴(重心)」の記載が必要になります。

- ※1 医療的ケア判定スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態にある者(児)。
- ※2 入浴(医ケア)の記載には医療的ケア判定スコア表の岐阜市への提出および事業所での保管が必要。



就労選択支援の創設

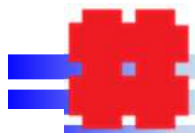
○ 就労選択支援とは

就労アセスメントの手法により、本人と協同で強みや特性、課題等を整理して自己理解を促すとともに、就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、指導・助言を通じて、本人の希望も重視しながら就労に関する適切な選択の機会を提供するサービス。

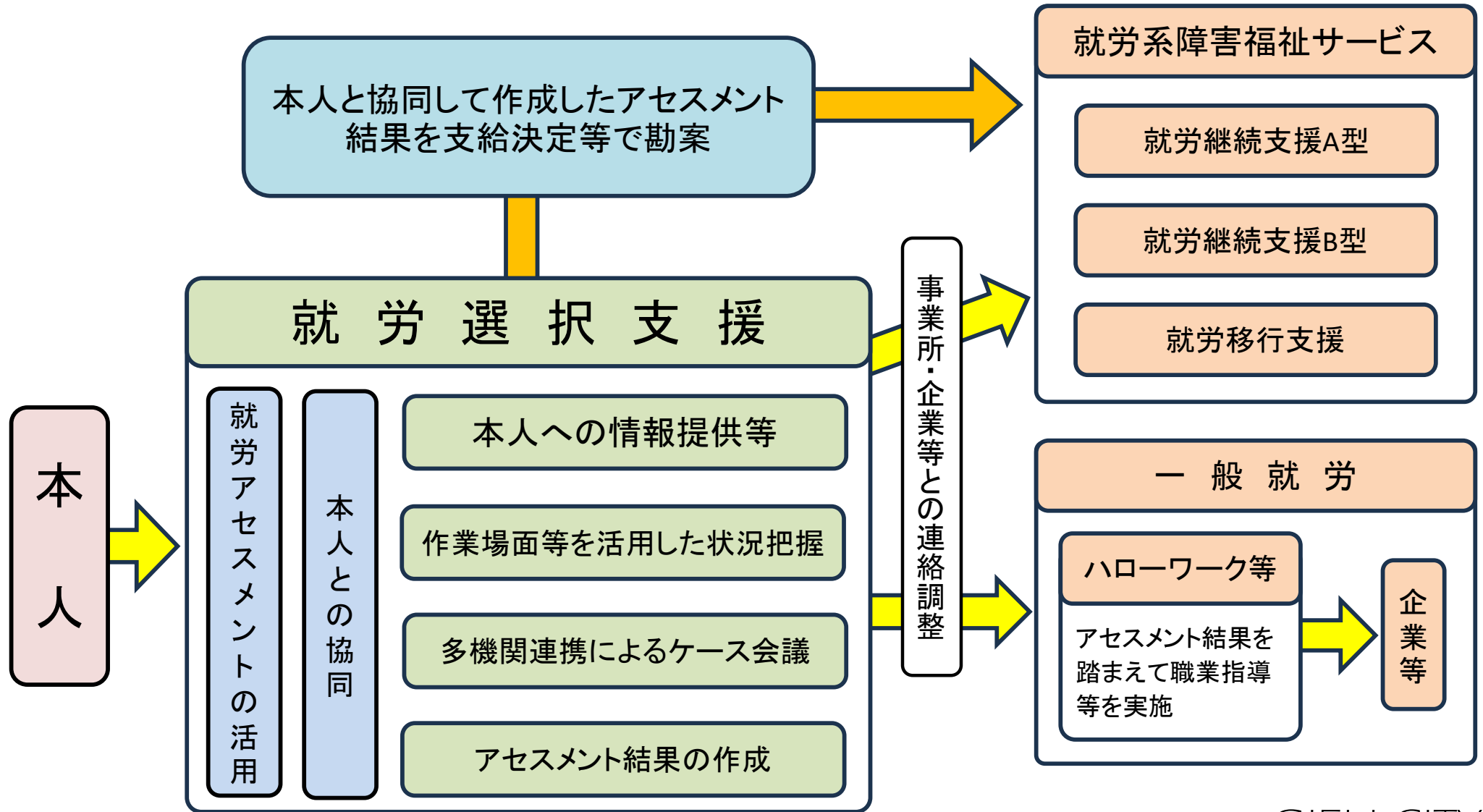
○ 利用の対象となる方

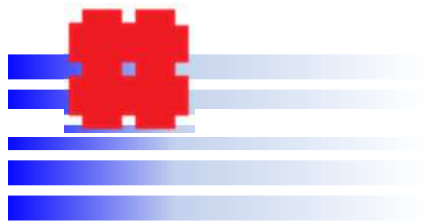
就労継続支援B型の新規利用希望者 ※は令和7年10月1日から、就労継続支援A型の利用希望者は令和9年4月1日から、原則利用することになります。

※ 50歳以上の方、障害基礎年金1級受給者、就労経験ありの方を除く。



就労選択支援の創設





就労選択支援の創設

○ 事業所指定の要件

〈実施主体〉

- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(実績要件あり)
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

〈定員〉

10人以上

〈職員配置〉

管理者1以上、就労選択支援員(人員配置15:1以上)